

大館市資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を取得する際の**経費の2分の1（1人最大10万円）※**について
大館市が支援します

※交付額は千円未満切り捨て

申請者と対象者

申請者・・・**経費を負担した、中小企業の市内事業所または下記対象者**

※農地所有適格法人、介護保険法等に基づく指定を受けている事業所も申請可
※教育訓練給付制度以外の補助制度の適用を受けていないこと
※申請時において市税等に未納の無いこと

対象者・・・**資格取得に取り組んだ市民で、年度当初における満年齢が70歳未満の下記のかた**

1. **在職者** ※1事業所につき同一年度3人まで申請可

※事業所を複数有している場合でも、事業者が同じ場合は1事業所とします

※在職者本人が申請する場合は、事業所から同意を得ること

※市内事業所が申請する場合は、市外から通勤しているかたも可

2. **求職者（ハローワークに求職登録をしているかた）**

3. **高校生（高等学校に在籍している生徒）**

※申請者は高校生の保護者（高校生・保護者共に、本市に住所を有していること）

対象資格

裏面に掲げる資格で、対象者1人につき同一年度1種類

※結果的に資格を取得できなかった場合は、翌年度以降1回に限り同じ資格で申請可

対象経費

資格取得に**必ず要する受講料**（教材費含む）、**受験料**、**登録料**など

※資格取得にかかる試験等を全て終了した上で、結果的に取得できなかった場合も対象

※参考書の購入費や交通費・旅費等は除く

※試験勉強のために任意で受講した講習等は除く

申請期限

①**市内事業所（在職者）・求職者の場合**

資格取得日（免許証交付日・登録日等）から6か月以内

※結果的に資格を取得できなかった場合は、合否が判明した日から6か月以内

②**高校生の場合**

自動車学校入校日・技能検定試験日・技能講習受講初日等から6か月以内

手続き

申請書に下記の書類を添えて、商工課商工係へ提出

事業主	在職者 本人	求職者	高校生 (保護者)	添付書類（※下記以外にも添付書類が必要な場合あり）
	○	○	○※	住民票 ※高校生は、保護者と高校生の住民票（続柄入り）
○				(法人)定款等写し、(個人)直近の確定申告書・営業許可証等の写し
○	○	○	○	市税等について未納のない証明(申請日より1か月以内のもの)
○	○	○	○※	資格の名称・取得日(合否判明日)・取得状況等を証する書類の写し ※高校生は、上記に加えて、自動車学校入校日・検定試験日等が分かる書類
○	○	○	○	対象経費の領収書等の写し
	○			事業主による同意書
		○		ハローワーク受付票等の写し
			○	学生証等の写し
○	○	○	○	債権者登録申請書(市に口座登録がない場合のみ)

<お問い合わせ先>大館市産業部商工課商工係 〒017-8555 大館市字中城20番地 ☎43-7071

申請書等は**大館市ホームページ**でダウンロードすることもできます

この制度の紹介ページはこちら <http://www.city.odate.akita.jp/dcity/syoko/23-7328.html>